

三郷町議会の改革・活性化の推進に関する決議

三郷町議会は、この度住民の声に応え、令和4年12月議会において三郷町議会の議員の定数条例を改正し、議員定数を1削減し12とすることとした。

当然、議員定数削減という住民の要望に応えることは議会の使命であるものの、一方で、議会が住民の多様な価値観を町政に反映してその役割を十分に果たすためには、その議員の構成においても多様性を確保することが必要であり、また、充実した討議を行うことができるだけの人数を確保することも重要であるから、徒に議員定数を削減していくことは避けるべきであるとの要請もある。

よって、三郷町議会としては、その両立をはかるため、この度の12という新しい議員定数について、これが適正な定数であると住民から理解と納得が得られるよう、より一層自らの機能（議会力）を高め町政に反映させることはもちろん、その議会が果たしている役割を住民に実感してもらえるよう最大限の努力をしなければならない。そのために、以下の事項を推進する。

1、三郷町議会は、この決議を契機として以下の議会改革・活性化について議会改革特別委員会等の場を設置のうえ、2年の期限を定めて集中的に議論を行いその結論を得ること。

- (1) 議案審議方法の改善
- (2) 議会基本条例の制定
- (3) 議会中継等を含めたインターネットの活用
- (4) 「議会だより」の充実
- (5) 議場の改革

1、その後も議会のあり方について、議会基本条例の定めるところにより定期的に見直しを行うことで、常に議会力を高める努力を継続し、かつ住民にとって身近で開かれた議会であり続けること。

以上、決議する。

令和4年12月14日

奈良県三郷町議会